
種 別： 判例研究

タイトル： 賠償責任保険普通保険約款 2 条 1 項 1 号における控除規定の意義

著 者： 梅村 悠

所 収： 『上智法学論集』第 60 卷 3-4 合併号（平成 29 年 3 月）321-331 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

判例研究

賠償責任保険普通保険約款 2 条 1 項 1 号に おける控除規定の意義

梅村 悠

東京地裁平成二七年八月一八日判決（平成 25 年（ワ）第 8499 号、保険金請求事件）判例時報 2291 号 121 頁

一 問題の所在

本件は、弁護士である X を被保険者とし、損害保険業等を目的とする保険会社である Y を保険者とする弁護士賠償責任保険契約に基づき、顧客 C に対して誤った法的助言を行った X が、Y に対し、保険金 8997 万 7207 円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

本件保険契約に適用される賠償責任保険普通保険約款には「被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金（損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。）」（以下、括弧内の部分を「本件控除規定」という）について保険金を支払う旨の定めがある（同 2 条 1 項 1 号）。本件では、C が有する不当利得返還請求権（8997 万 7207 円）を X が代位取得したところ、Y が（当該債権の回収可能性を問わず）その額面額を「価額」として控除すべきと主張したのに対して、X は回収可能性を踏まえて早期弁済を受けることが確実である額を「価額」と解すべきであると主張したため、本件控除規定の解釈が争いとなった（X の事故発生時の義務違反も争点となっているが、本評釈では、本件控除規定に関する点のみを検討の対象とする）。

この点につき、本判決は、「本件控除規定は、被保険者が権利等を代位取得しただけで直ちにその価額（額面額）を控除すべきことを定めた規定であると解すべきではなく、その代位取得した権利等の価額の限度で被保険者の損害が回復されたと認められる場合に限り、『代位取得するものがある場合』に当たるものとしてこれを控除する趣旨の規定と解すべき」と判示した。判旨の結論

は支持されるべきであろうし、その理由付けも、基本的に妥当である。ただ、より積極的な理由付けもなし得るようにも思われ、以下において検討したい。

二 事実の概要

(1) 当事者

Xは、弁護士法人Dの勤務弁護士であり、DはCとの間で顧問契約を締結していた。Yは、損害保険業等を目的とする株式会社である。

(2) 本件保険契約の内容

E協同組合連合会は、Yとの間で、保険期間を平成23年7月1日から平成24年7月1日まで(賠償請求期間は10年間)、Xらを被保険者とする弁護士賠償責任保険契約(以下「本件保険契約」という)を締結した。本件保険契約に適用される弁護士賠償責任保険適用約款の規定のうち、本稿が検討の対象とする争点に関係するものは、以下のとおりである。

ア Yの支払責任(弁護士特約条項1条1項)

「第1条(当会社の支払責任)

(1)当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)の規定にかかわらず、被保険者弁護士法に規定される弁護士の資格に基づいて遂行した同法第3条に規定される業務(以下「業務」といいます。)に起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。」

イ Yが保険金を支払う損害の範囲(普通保険約款(以下単に「約款」という)2条1項1号、3項)

「第2条(損害の範囲および責任限度)

(1)当会社が、保険金を支払う損害の範囲は、次の①から⑥のいずれかに該当するものにかぎります。

①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金(損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。)

…

(3)1回の事故について、当会社が支払うべき(1)①の金額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

(1)①の損害賠償金の額—保険証券に記載された免責金額」

ウ 事故発生時の義務（約款 16 条 2 号）

〔16 条（事故の発生）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の『事故発生時の義務』を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当会社は、下表の『差し引く金額』を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	差し引く金額
① (略)	(略)
② 他人に損害賠償の請求（注 1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注 1）をすることによって取得することができたと認められる額
(以下略…)	(以下略…)

（注 1）損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者間相互間の求償を含みます。」

エ 代位（約款 21 条）

〔第 21 条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。」

（3）保険事故の発生

A は、A を原告、B を被告とする手数料請求事件の仮執行宣言付判決（以下「熊本地裁判決」という）を債務名義として、大分地方裁判所に対して債権差押命令を申し立てた。これに対して、大分地方裁判所は、平成 23 年 2 月 1 日、

BのCに対する産業廃棄物の継続的処理に関する委託契約に基づく委託料債権を差し押さえる旨の債権差押命令（以下「本件差押命令」という）を発令した。

Bは、熊本地裁判決に対して控訴を提起するとともに、本件差押命令について強制執行の一時停止を申し立て、9000万円の担保を熊本地方法務局に供託したうえで、強制執行の一時停止を命ずる旨の裁判を受けた。

大分地方裁判所の裁判所書記官は、Bから強制執行の一時停止を命ずる旨の裁判の正本の提出を受け、「本件差押命令に係る強制執行が一時停止され、本件差押債権について執行停止が効力を失うまで債権者は取立てをしてはならず、第三債務者も取立てに応じる必要はない」旨通知し、Cは平成23年2月14日に上記通知書を受領した。

Xは、平成23年2月9日、Cに対し、「『債権差押の執行停止決定』の通知が大分地方裁判所より届いたら、本件差押命令は失効するので、Bとの取引及び報酬の支払いは継続しても構わない」旨伝えていた（以下「法的助言1」という）。また、Xは、Cに対し、平成23年5月9日付けの報告書をもって、「Bが強制執行の停止の申立てをしたことにより、現在は本件差押命令の効力がなくなっている」旨報告した（以下「法的助言2」という）。

Cは、Xの法的助言1及び2に従い、Bに対し、平成23年2月28日から同年7月29日までの間、本件差押命令の効力が及んでいる委託料合計1億1193万0388円を支払った。

Cは、平成23年10月3日、大分地方裁判所の裁判所書記官から「本件差押命令に係る強制執行の停止は効力を失い、強制執行が続行されることになったので、AはCに対して本件差押債権の取立てができる」旨の通知を受け、Aから本件差押債権に係る委託料の支払を求められた。Cは、Xの法的助言1及び2に従い、Aによる差押えの効力が及んでいたにもかかわらず委託料をBに支払った旨認識し、Bに対し、支払った委託料1億1193万0388円の返還を求めた。

その後、CとBは、交渉の結果、Bが平成23年10月末日を支払期日とする委託料495万3181円（本件差押命令の対象外）をその返還に充てるとともに、別途1700万円を返還することを合意し、Bは、Cに対し、同年11月2日、1700万円を支払った。

Cは、Aに対し、同月18日、これらBからの返還金合計2195万3181円に8997万7207円を加えた合計1億1193万0388円を支払った。Cは、Dに対し、平成23年11月24日付けの請求書をもって、Xの誤った法的助言1及び

2により、AとBに対して二重払をする結果となった8997万7207円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

これを受け、X及びDは、同月30日、Cに対し、8997万7207円を支払った。

Cは、Bに対して8997万7207円の不当利得返還請求権を有していたところ、XがCに対する不法行為に基づく損害賠償義務を履行することにより、上記不当利得返還請求権を代位取得した(民法422条)。もともと、Bの資産及び負債の状況に照らすと、同社につき平成25年7月に清算するものとした場合のXに対する予想弁済額は、172万8991円に過ぎなかった。

以上のような事実関係の下、Xは、Yに対し、書面で本件保険契約に基づく保険金等を請求し、同書面は平成23年12月2日にYに到達した。これに対して、Yは、本件控除規定にいう「価額」とは額面額をいうと解すべきだから、XがCに対して支払うべき損害賠償金から8997万7207円が控除され、Yは保険金支払義務を負わないと主張した。

三 判旨（認容（控訴））

〔(2) ア 本件控除規定は、『代位取得するものがある場合は、その価額を控除』すると規定しており、この『価額』を形式的に『額面額』であると解釈すれば、Xが代位取得したBに対する不当利得返還請求権の額8997万7207円が本件控除規定の適用により損害賠償金の額から控除される結果、保険金が支払われないこととなる。

しかしながら、本件控除規定は、損害賠償による代位を定めた民法422条を受け、被保険者が被害者に対して損害賠償義務を履行した結果、被害者から代位取得するものがある場合には、その価額の限度において被保険者の損害が回復されたとみることができるので、保険金の支払により同損害をてん補する必要がない一方で、このような場合に代位取得したものの価額に相当する額も含めて保険金を支払うと、被保険者が二重に利得することとなることから、これを防止する趣旨の規定であると解される。

イ この点に関し、例えば、代位取得したものが物である場合には、現実に換価する以前であっても、その物を被保険者が現に取得している以上、その価額の限度で損害が回復されたとみることができ、代位取得したものが債権である場合、債務者に資力がなく、債務の履行を受けられない可能性もあることからすると、代位取得しただけで直ちにその価額の限度で損害が回復された

とみることはできない。そして、債務の履行を受けられない場合は、その債権の価額の限度において損害が回復されたとはいえないのであるから、本件控除規定の適用の前提を実質的に欠いているといえるし、仮に履行を受けることができたとしても、その履行を受けるために相応の期間と負担を要する場合も想定される。

そうすると、Yが主張するように、代位取得したものが債権である場合に、原則として、その額面額について一律に保険金の支払を受けられないとすると、代位取得した債権の債務者の資力等のように被保険者の責めに帰すことのできない事情による債権回収のリスクの一切を被保険者が負うこととなって、責任保険の効用は著しく減じられることになるが、このような約款解釈の妥当性には疑問がある。

ウ 他方、約款16条は、事故発生時の被保険者の義務として、他人に損害賠償の請求をすることができる場合はその権利の保全又は行使に必要な手続をすることを求めており、これをしなかった場合には損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払う旨規定している。換言すれば、被保険者が他人に対して損害賠償の請求ができる場合であっても、その損害賠償請求権の価額を直ちに損害額ないし支払保険金の額から控除せず、その債権の保全又は行使に必要な手続を行っている限りは、控除前の損害額について保険金を支払うことを予定しているものといえる。

また、約款21条は、Yが保険金を支払った場合に、保険金の支払われていない額を差し引いた額の限度で被保険者の損害賠償請求権等がYに移転することを規定しており、被保険者が第三者に対して損害賠償請求権等を有する場合でも、その価額をあらかじめ損害額ないし支払保険金の額から控除するのではなく、その価額も含めてまずは保険金を支払うこととした上で、Yにその損害賠償請求権等を代位取得させることで被保険者が重ねて第三者に対して損害賠償請求権等を行使することによる不当な利得を防止することを予定しているものといえる。

そして、約款21条は、代位の対象である『損害賠償請求権その他の債権』について、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権等を含むことを明記していることからすると、上記『その他の債権』には、被保険者の二重利得を防止すべく、広く保険給付を発生させる事象と同一の事象により被保険者が取得することとなる債権を含む趣旨と解され、被保険者が被害者に対して損害賠償義務を履行することにより代位取得した債権についても、これに

含まれると解することができる。

エ 以上のように、本件控除規定の趣旨及び責任保険としての効用の維持という観点に加えて、約款16条や同21条の規定の趣旨も踏まえて検討すれば、本件控除規定は、被保険者が権利等を代位取得しただけで直ちにその価額（額面額）を控除すべきことを定めた規定であると解すべきではなく、その代位取得した権利等の価額の限度で被保険者の損害が回復されたと認められる場合に限り、『代位取得するものがある場合』に当たるものとしてこれを控除する趣旨の規定と解すべきである。

これを代位取得すべき権利等が債権である場合に即していえば、被保険者が現実に債務者から債務の履行を受けるなどして債権の満足を得たか、あるいはこれと実質的に同視すべき事情がある場合に限り、その額が控除されるというべきであり、こうした事情がない場合には、保険者がひとまず控除前の損害額について保険金を支払うことによって迅速な損害回復を図った上で、被保険者が代位取得した権利につき約款21条に基づき請求権代位することが予定されているものと解すべきである。

(3) ア これに対し、Yは、(1)被保険者が第三者に対する損害賠償請求権等を有する限り、てん補すべき実損害は未だ確定的に生じたとはいえないから、代位取得する債権の額面額を控除することが正当な損害の算定方法であること、(2)責任保険においては加害者である被保険者が不当な利得を得る危険について慎重に配慮しなければならず、被保険者が代位取得した債権の額面額を損害額から控除する扱いは合理的といえることの2点を主な根拠として、代位取得すべき権利等が債権の場合、原則としてその額面額を本件控除規定における『価額』とみて同規定を適用すべきであると主張する。

しかしながら、(1)については、上記のとおり、約款16条及び同21条が、被保険者が第三者に対する損害賠償請求権等を有していても、その権利の保全又は行使に必要な手続を行っている限りは、その損害賠償請求権等の価額を控除せずにYが保険金を支払うことを予定していることからすると、約款2条がYの主張するような考え方に立っていると解する根拠は見出し難い。

(2)については、そもそも責任保険は、被保険者が第三者に対する法律上の賠償責任を負担した場合に、そのことにより被保険者に生じる損害をてん補する保険であり、被保険者である加害者の利益の保護を第一次的な目的とする保険といえることができる上、被保険者による不当な利得の防止は請求権代位によって図ることが可能である。加えて、保険金が支払われないことを懸念して被保険者が被害者に対する賠償義務の任意の履行を躊躇することとなれば、かえ

って被害者の迅速な被害回復を妨げる結果となりかねず、Yの主張する解釈が被害者の救済に資するわけでもない。

以上を換言すれば、Yが主張する解釈によると、加害者につき事故発生時の経済的負担を緩和するとともに、その資力を強化することによって被害者の権利実現を確実なものにするという責任保険の本来的な機能が十分に果たされなくなるのであって、(2)の点は、Yの主張を正当化するだけの十分な根拠になるとはいい難い。」

四 本判決の検討

1 賠償責任保険普通保険約款2条1項の「カッコ内は民法第422条…の条文を受けて規定されたもの」(東京海上火災保険株式会社編・損害保険実務講座第7巻新種保険(上)395頁)である。これと同様の定めは、自動車保険における賠償責任条項にも置かれており、その趣旨は、「被保険者が損害賠償金を支払う際に代位取得するものがある場合は、保険金を受け取ることによって利益を得ることを避けるため」(鴻常夫編・註釈自動車保険約款(上)187頁)とされている。問題は、代位取得するものが債権であって、その回収可能性が低い場合、約款の文言に忠実な解釈をすると、被保険者の損害は実質的に補されないこととなる点にある。

本件において、Xが代位取得した債権(不当利得返還請求権)を時価評価した場合、額面の約1.9%に過ぎないところ、Yは、その回収可能性を問わず、原則としてその額面額を「価額」として控除すべきと主張した。これに対して、本判決は「本件控除規定は、被保険者が権利等を代位取得しただけで直ちにその価額(額面額)を控除すべきことを定めた規定であると解すべきではなく、その代位取得した権利等の価額の限度で被保険者の損害が回復されたと認められる場合に限り、『代位取得するものがある場合』に当たるものとしてこれを控除する趣旨の規定と解すべき」と判示した。本件控除規定に対する解釈指針を初めて示した先例として、重要な意義を有するものと位置づけられよう。

2 本件控除規定が直接問題となったものではないが、類似する約款条項の解釈が問題となった判決として、福岡高判昭和三八年五月六日下民集14巻5号881頁がある。同事件では、農業共済組合の「建物共済の共済事故が第三者の行為によつて生じた場合において、組合員が当該建物について損害賠償請求権を取得したときは、組合はその額の限度において共済金を減額し又は返還せ

しめることができる」との規定（定款66条）の解釈が問題となった。

本件控除規定と同様に、上記農業共済組合の約款規定についても、字義どおりに、単に第三者に対して損害賠償請求権を取得しただけで、ただちに保険金支払義務を免れるという趣旨のものであるのか、あるいは、多少約款文言からは外れても、その真意は現実には賠償を受けた場合には当該金額を控除しててん補額を算定するという趣旨のものであるのかが争いとなったところ、福岡高判は後者の解釈を採用し、その理由として、規定の形式・内容からそう解すべきであり、そう解しなければ保険の目的を十分に達することができなくなることを挙げている（「仮に控訴人主張の前記定款の規定が本件保険契約の約款となつたものとしても、右規定の趣旨は組合員が現実には賠償を受けた場合に限らず、単にまだ賠償請求権を有するにすぎない場合をも定めたものとは解されない。なるほど右規定では、組合員が第三者に対して損害賠償請求権を取得したときは、共済金を減額し又は返還せしむることができるとして、組合員が現実には賠償を得た場合に限定さるべき点を明示するところでないけれども、およそ保険者の保険金支払義務は原則として被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有するか否かによつて影響を受けるものでなく、たゞ被保険者が第三者から現実には賠償を受けた場合にはその受けた額を控除して保険金の額を算定することができるものであるが、右定款規定の形式及び内容を…考えると、右の趣旨を明らかにしようとしたにとどまり、単なる賠償請求権を有するにすぎない場合でも、保険金の支払義務を免れるものとした趣旨と解するのは相当でない。若し現実には賠償を受けた場合にとどまらず、いまだ賠償請求権を有するにすぎない場合でも、保険金額を支払う必要がないものとなれば、保険の目的を十分に達することができなくなることは明らかであるから、右の如き約款は許されないものといわなければならない。」と判示し、農業共済組合による控訴を棄却した）。

同判決に対して、田辺康平博士は、前者の解釈をとると保険の目的を達することができないか（字義どおりに解すると保険契約の本質に反するか）という点について、次のような問題を提起する（田辺康平「判批」別冊ジュリスト11号54頁）。

田辺博士は、損害保険契約の本質について、いわゆる絶対説と相対説いずれの見解も、被保険者が単に第三者に対して賠償請求権を有するに至っただけでは、当該請求権の額を損害額から控除すべきものと解していないが、絶対説の右の結論については疑問が提出されているとする。すなわち、絶対説が損害保険契約の理論の本質を「損害填補」そのことにあるとするかぎり、「被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する限り、保険者のてん補すべき実損害は未だ確定的に生じたとはいえないとも考えられ、この見地からすれば…代位

の法則の如きは甚だしい異例的取扱といわねばならない」(大森忠夫・保険法182-183頁)から、絶対説の見地からはかかる賠償請求権の額を控除するのがむしろ原則ということにならざるを得ないとする(田辺・前掲55頁)。

そして、田辺博士は、損害保険契約の本質は、たとい相對説の如く金銭給付契約とまではいきえないとしても、少なくとも厳密な「損害填補」契約より一步を進めて、損害額が最終的に確定しない場合でもその蓋然性がはなはだ大きい場合に、損害の確定を待たずに、事前に救済することを含む意味で、いわば一種の救済契約と解するように、絶対説に修正を加える必要があると論じる(田辺康平「損害保険契約の本質」同『保険契約法の基本問題』35頁以下)。

以上のような大森・田辺両博士の見解に対しては、石田満博士によって、次のような疑問が呈されている。すなわち「損害保険契約が実損害そのものをてん補する契約であるとしても、被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有していても保険者の填補すべき実損害は未確定であるわけではない。もとより、現実に被保険者が第三者より損害賠償の履行を受けている場合には、保険者は、損害填補の義務を全部または一部免れることは当然のことである。しかし第三者が未だ損害賠償の履行をしていないときにおいても、被保険者は確定的に損害を被ったのであって、したがって、保険者の填補義務が確定的に発生しているものとみるのが素直な考え方なのではないだろうか。」(石田満・保険契約法の基本問題51頁)とされる。

3 本判決は、上記福岡高判と同旨の結論を導くにあたって、①本件控除規定の趣旨及び②責任保険としての効用の維持に加えて、③約款16条や同21条の趣旨を挙げており、基本的に、それらの理由付けは妥当である。

判旨は、「被保険者が第三者に対する損害賠償請求権等を有する限り、てん補すべき実損害は未だ確定的に生じたとはいえないから、代位取得する債権の額面額を控除することが正当な損害の算定方法である」というYの主張に対する反論の論拠として、「約款16条及び同21条が、被保険者が第三者に対する損害賠償請求権等を有していても、その権利の保全又は行使に必要な手続を行っている限りは、その損害賠償請求権等の価額を控除せずにYが保険金を支払うことを予定している」とする。

Yの主張は上述した大森博士の見解に依拠するものと考えられるところ、Yの主張に対しては田辺博士のいわゆる修正絶対説の立場からの反論をすることも可能であろう。しかし、上述のとおり、両博士の見解に対しては、石田博士によって、第三者がまだ損害賠償の履行をしていないときでも、被保険者は確定的に損害を被ったのであって、保険者の填補義務が確定的に発生していると

みるべきであるとして、見解の前提に疑問が呈されている（石田・前掲書 51 頁、石田満・商法Ⅳ（保険法）（改訂版）206 頁）。

本件においても、Y の主張に対する反論として、より積極的な理由付けをするとするならば、填補すべき X の損害は確定的に発生しており、Y の填補義務も確定的に生じているところ、B に対する不当利得返還請求権を X に取得せしめることは妥当ではないという配慮で保険者がこれを取得するとしたものが、保険代位を定めた本件約款 21 条の規定である（石田・前掲・基本問題 51 頁参照）と解するという理論構成が考えられよう。

4 上述した私見の立場からは、本件控除規定は「現実に被保険者が第三者より損害賠償の履行を受けている場合には、保険者は、損害填補の義務を全部または一部免れることは当然のことである」（石田・前掲・基本問題 51 頁）旨を確認的に定めたものと解することとなる。

保険約款の解釈に関する裁判例においては、契約全体および各約款条項の趣旨を考慮しつつ合理的な意義が探究されているのが通例であり（山下友信・保険法 118-119 頁）、上記のような解釈も同様に合理性を有するものと考えることができようが、契約者にとっての分かりやすさという観点からは、誤解を導かぬよう、本件控除規定は削除すべきであろう。

（本学法科大学院准教授）